

お知らせ 海上小口貨物に係る簡易通関について

1 制度概要

海上小口貨物に係る簡易通関は、海上貨物を取り扱う事業者が、以下のすべての条件を満たす海上貨物について、輸入(納税)申告項目の一部(税番など)を省略した輸入(納税)申告が可能となる輸入通関手続です。

【制度の対象となる貨物の条件】

- (1) 海上貨物のうち通販貨物(※1)に該当するもの
- (2) 少額貨物(課税価格 1 万円以下)に係る免税制度の対象貨物
- (3) 消費税以外の内国消費税の課税対象とならない貨物
- (4) 他法令の証明・確認を要しない貨物
- (5) 原産地虚偽表示等がない貨物
- (6) 輸入申告・予備申告までに事前情報の提供(※2)がされる貨物で、NACCS により申告されるもの

※1 通販貨物：インターネット通販サイトを通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内の個人もしくは法人に宛てて発送された貨物をいいます。

※2 事前情報の提供：輸入申告の前に、販売者、荷受人、貨物等に関する事項を税関に提供することが求められます。

2 事前の申出

税関からは、海上小口貨物に係る簡易通関の本格的な利用開始を予定している時期の少なくとも3か月前までに、輸入申告予定の税関官署に対し、利用を希望する旨の申出を行うことが求められています。税関と利用者(通関業者)の間で調整の上、利用者(通関業者)のシステム登録、事前情報の項目設定、トライアル利用等が実施されます。(申し出は、2025年10月12日(日)以降とされています。)

第7次 NACCS 更改後に海上小口貨物に係る簡易通関の関連業務を利用するためには、上記のとおり、申出後に当該業務の利用者としてシステムに登録されている場合に限り、ご注意ください。

制度の詳細は税関 HP をご確認ください。

税関 HP カスタムアンサー 1007 海上小口貨物に係る簡易通関について

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1007_jr.htm